

## 2024 年度入学試験問題 出題趣旨（刑法）

### 第 1 問

本問は、共同正犯の成立に影響を及ぼす共犯関係の解消と共謀の射程についての理解を問うものである。

まず共同正犯の成立要件を確認したうえで、正確な当てはめが必要となる。

そのうえで、まず X は第 1 暴行後に第 2 暴行を行っているが、この第 1 暴行と第 2 暴行を別行為として把握すべきか否か、別行為として把握する場合は、第 2 暴行の介在により、第 1 暴行と結果との因果関係が切れるか、また第 1 暴行と第 2 暴行の罪数関係はどう把握すべきかを検討する必要がある。

次に、Y は第 2 暴行前に共犯関係から離脱しているが、Y に第 2 暴行を帰責できるかについて検討する必要がある。その際には、第 1 暴行についての共謀の射程が第 2 暴行にまで及ぶか、また第 1 暴行において形成された共犯関係が解消されたといえるかについて、基準を定立し、当てはめる必要がある。以上を踏まえて、Y にいかなる犯罪が成立するかを検討することになる。

### 第 2 問

主として横領罪の理解を問う問題である。

まず業務上の占有性、委託信任関係、所有権の所在のそれぞれについて丁寧に検討する必要がある。

そのうえで横領行為の存否に関して、不法領得の意思を必要とするか、必要とする場合にその内実をどのように定義するかを検討したうえで、事案に当てはめる必要がある。横領行為の存在を否定した場合は、器物損壊罪の成否を検討することになる。

また本問では、副次的に盗品等保管罪の成否も問題となる。盗品の占有を取得した後に盗品であることを知情した場合に本罪が成立するかについて、盗品等保管罪の処罰根拠に照らして検討することが必要である。さらに、自己の犯罪の証拠でもある盗品についての証拠隠滅罪の成否も問題となる。